

## 1. 銀行以外も100万円超の送金を可能にする等の決済法制の見直し

- 決済分野において、銀行が行う送金には制限がないが、銀行以外の事業者については、1件100万円を超える送金を取り扱うことを禁止。他方、諸外国ではこうした制限は存在せず、様々な利便性の高い送金サービスが登場。

### 【検討の方向性】

- ・ 銀行以外でも1件100万円を超える送金を取り扱うことができるよう、供託義務をかけた上で新たな類型を設ける規制緩和をすべきではないか。
- ・ さらに、多くの利用者が利用している数万円以下の少額の送金について、供託義務を免除するなどし、低コストで利便性の高いサービスの提供を可能とすべきではないか。

## 2. 金融サービス仲介法制

- 近年、特に若い世代がモノを買うときは、ECサイト等を通じて、様々な事業者が提供する多様な商品を比較し、最も自分にあったものを最も安い方法で買うことが多い。
- このECサイトにあたるサービスを金融分野で展開しようとする場合、様々な金融機関が提供する多様な商品ラインナップを取り揃える必要があるが、現行制度では、
  - ① 仲介業者は、銀行・証券・保険の分野ごとに許可・登録を受ける必要があり、分野をまたいで商品を取り揃えにくい
  - ② 仲介業者は、商品の提供元である全ての金融機関から別々に販売方法などに関する指導・監督を受ける必要があり、商品ラインナップを充実させればさせるほど、仲介業者の負担が増える

との指摘がある。

### 【検討の方向性】

- ・ ①一度登録さえすれば、銀行・証券・保険の全ての分野の商品・サービスを扱えるようにする、②金融機関に対する指導・監督義務や賠償責任を課さない新たな仲介業を設ける、といった規制緩和を検討すべきではないか。
- ・ これにより、銀行・証券・保険の全ての分野の多様な商品ラインナップを取り揃える事業者が登場し、利用者は、例えばスマホ上で金利や手数料等を比較しながら、多様な金融商品の中から最も自分にあったものを選択できるようになることを期待。